

雑誌スポンサー及び広告の内容

- 1 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体またはこれに類する者、その他教育委員会が適当と認められる者を対象とし、個人を対象としない。
- 2 雑誌の発行人は、自社の雑誌の雑誌スポンサーになることはできない。
- 3 広告の内容は、図書館の公共性及び社会的信頼を損なうおそれがないものとし、松本市広報広告取扱規程（平成16年4月1日施行）第3条に該当しないものとする。